

平成28年1月21日  
於  
府中市立教育センター

平成28年第1回

府中市教育委員会定例会議事録

府中市教育委員会

平成28年第1回府中市教育委員会定例会議事録

1 開 会 平成28年1月21日(木)

午後1時30分

閉 会 平成28年1月21日(木)

午後3時43分

2 議事録署名員

教育長 浅 沼 昭 夫

委 員 松 本 良 幸

3 出席委員

教育長 浅 沼 昭 夫 委 員 崎 山 弘

委 員 齋 藤 裕 吉 委 員 村 越 ひろみ

委 員 松 本 良 幸

4 欠席委員

なし

5 出席説明員

教育部長 今 永 昇 文化スポーツ部長 後 藤 廣 史

教育部副参事兼指導室長 文化振興課長 山 本 忠

三田村 裕 文化振興課長補佐 渡 辺 純 子

総務課長 志 摩 雄 作 ふるさと文化財課長 江 口 桂

学校施設担当主幹 山 田 英 紀 ふるさと文化財課長補佐 黒 澤 明 美

総務課長補佐 北 村 均 ふるさと文化財課市史編纂担当主幹

学務保健課長 酒 井 利 彦 英 太 郎

給食担当主幹 鈴 木 哲 夫 生涯学習スポーツ課長 矢 ヶ 崎 幸 夫

学務保健課長補佐 山 田 晶 子 生涯学習スポーツ課長補佐 宮 崎 誠

給食センター整備担当副主幹 図書館長 坪 井 茂 美

大 井 孝 夫 図書館長補佐 山 本 征 史

指導室長補佐 古 塩 智 之 美術館副館長 須 恵 正 之

統括指導主事 日 野 正 宏

統括指導主事 国 富 尊

指導主事 山 本 勝 敏

指導主事 坂 元 竜 二

指導主事 林 田 孝 子

指導主事 駒 澤 文 泰

6 教育委員会事務局出席者

総務課係長 遠 藤 公 巳 明

総務課主任 鈴 木 紘 美

## 議 事 日 程

### 第1 議事録署名員指名について

### 第2 会期決定について

### 第3 議 案

#### 第1号議案

臨時代理による処理の承認を求めることについて

(平成28年度使用教科書における学校教育法附則第9条による一般図書の変更について)

#### 第2号議案

平成28年度予算に対する意見の聴取について

#### 第3号議案

府中市教育委員会の教育目標について

#### 第4号議案

平成27年度府中市教育委員会表彰について

#### 第5号議案

平成28年度学校医等の委嘱について

#### 第6号議案

市立学校給食センター調理業務への民間委託導入の方向性について

### 第4 報告・連絡

- (1) 寄附の採納及び感謝状の贈呈について
- (2) 平成28年度八ヶ岳府中山荘臨時休館日について
- (3) 学校保健安全法施行規則の一部改正に伴う定期健康診断の見直しについて
- (4) 平成28年度社会教育施設の臨時休館日等について
- (5) 郷土の森「梅まつり」の開催について
- (6) 「府中市民美術展2016」の開催について
- (7) 郷土の森博物館特別展「カイコとくらしたむかし」の開催について

### 第5 その他

### 第6 教育長報告

### 第7 教育委員報告

午後1時30分開会

○教育長（浅沼昭夫君） ただいまより、平成28年第1回府中市教育委員会定例会を開会いたします。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第1、議事録署名員指名につきまして、本日の議事録署名員は、私のほか松本委員にお願いいたします。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第2、会期の決定でございますけれども、会期は本日1日といたします。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◎傍聴許可

○教育長（浅沼昭夫君） 傍聴希望者がおりますので、許可してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） それでは、お願いいたします。

傍聴の方に申しあげます。本日の第2号議案、第4号及び第5号議案につきましては、資料を省略してお配りしております。

第2号議案は、予算要求段階の資料で手続未了のため、第4号及び第5号議案は、個人情報に記載されているため、資料の配付を省略させていただいておりますので、ご承知おきください。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◎第1号議案 臨時代理による処理の承認を求めることについて

（平成28年度使用教科書における学校教育法附則第9条による一般図書の変更について）

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第3、議案につきまして、議案の審議に入ります。

第1号議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○統括指導主事（国富 尊君） ただいま議題となりました第1号議案、臨時代理による処理の承認を求めることについて、説明いたします。

平成28年度使用教科書におきましては、平成27年第8回教育委員会定例会におきましてご採択いただきましたが、平成27年12月15日付で東京都教育委員会から小学校特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条による一般図書の絶版や品切れにより供給できない図書があるため、一部変更するよう通知されました。

同通知では、学校教育法附則第9条による一般図書について、文部科学省が供給の調整を図るために、同年12月22日までに変更後の図書を報告することとされておりました。変更を要する一般図書については、同年12月22日の期限までに研究・選定し、東京都に報告する必要があり緊急を要するものであるため、資料の2ページのとおり臨時代理により選択したものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいですか。ほかにご意見をお願いします。

(「なし」の声あり)

○教育長(浅沼昭夫君) では、お諮りします。第1号議案、臨時代理による処理の承認を求めることについて(平成28年度使用教科書における学校教育法附則第9条による一般図書の変更について)、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(浅沼昭夫君) それでは、全員異議なしですので、承認いたします。



◎第2号議案 平成28年度予算に対する意見の聴取について

○教育長(浅沼昭夫君) 次に、第2号議案に移ります。

第2号議案の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○教育長(浅沼昭夫君) 説明をお願いします。

○総務課補佐(北村 均君) それでは、第2号議案、平成28年度予算に対する意見の聴取について、ご説明いたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成28年度予算案を本年第1回市議会定例会に提案するに当たり、市長から教育委員会へ意見聴取の依頼がございましたので、お諮りするものでございます。ご審議を踏まえ、市長からの依頼に対する回答を本年1月26日までに回答することになっておりますので、よろしくをお願いいたします。なお、これからご説明する予算額につきましては、教育部及び文化スポーツ部、各課の歳入予算見積額及び歳出予算要求額をまとめたもので、確定額ではございません。まとめた後に財政当局による調整等があり、既に金額が変更となっている箇所もございますので、あらかじめご承知おきください。また、歳出予算における事務局職員の職員給与費などの人件費につきましては、省略をさせていただいております。

初めに、A4縦の平成28年度教育関係歳入予算案総括表をご覧ください。こちらの表は、歳入予算を大きなくくりで分類し、まとめた総括表でございます。平成28年度の教育部及び文化スポーツ部の各課の歳入予算額合計は15億7,486万9,000円で、平成27年度予算に比べまして6,514万3,000円、4.31%の増となっております。具体的な内容につきましては、次のA3判横の平成28年度教育関係歳入予算案に記載してございます。

それでは、主な内容と増減理由をご説明いたします。1ページをご覧ください。款40使用料及び手数料、項05使用料は2億7,928万3,000円、目25教育使用料は、平成27年度当初予算時点での施設型給付費の想定単価が、実際は下回ったこと及び在園予定園児減少により、幼稚園使用料が影響を受けたことなどに伴います減。

2ページに移りまして、款45国庫支出金は5億6,280万2,000円、項05国庫負担金は1,036万3,000円、目14教育費国庫負担金は、府中第五小学校の増築工事実施に伴う皆増、項10国庫補助金は5億5,243万9,000円、目15土木費国庫補助金は、生涯学習センター天井工事完了に伴う皆減、目20教育費国庫補助金は、学校施設改善交付金対象事業規模縮小等に伴う減。款50都支出金は4億8,725万円、項10

都補助金は4億4,943万4,000円、目35教育費都補助金は、特別教室等の空調新設などに伴う増。項15委託金は3,781万6,000円、目35教育費委託金は、日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業委託金対象希望校の増加や、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業の小中全校での実施などに伴う増。

3ページに移りまして款55財産収入、項05財産運用収入は1,634万5,000円となっております。款60寄附金、項05寄附金は2,000円となっております。款75諸収入は2億2,918万7,000円、項10市預金利子は6,000円、項15貸付金元金収入は5,254万3,000円、目05貸付金元利収入は過年度の貸付額が減り償還額が減少したことに伴う減。目10過年度収入は滞納額が減少したことに伴う減。項30雑入は1億7,663万8,000円、目25雑入は府中第十中学校のプール改築等に係る都の補償料などによる増。以上が歳入のご説明でございます。

それでは、次に、A4縦の平成28年度教育関係歳出予算案総括表をご覧ください。こちらの表は、教育費を大きなくくりで分類しまとめた総括表でございます。平成28年度における教育部及び文化スポーツ部各課の教育費予算額合計は137億9,604万9,000円で、平成27年度予算に比しまして53億5,273万2,000円、63.4%の増となっております。具体的な内容につきましては、次のA3判横の平成28年度教育関係歳出予算案に記載してございます。

それでは、主な内容と増減理由をご説明いたします。1ページをご覧ください。款50教育費全体の予算案は137億9,604万9,000円、項05教育総務費は4億6,948万4,000円、目15教育指導費は教科等研究事業費対象校の増加、学校教育ネットワークやシステム関係の更新及び充実に伴う増。

2ページに移りまして、項10小学校費は24億4,751万9,000円、目05学校管理費は仮設校舎の解体や新築による増です。

3ページに移りまして、項の15中学校費は17億4,397万円となっております。

続きまして5ページに移りまして、項の20学校給食費は59億7,011万3,000円、目の05学校給食総務費は給食展開催に伴う食育推進事業費の増。

6ページに移りまして目の25給食センター建設費は、学校給食センター建設に係る各種工事費の増、項の25幼稚園費は4,642万2,000円となっております。ここで説明員を交代いたします。

**○文化振興課長補佐（渡辺純子君）** 続きまして、社会教育費及び社会体育費についてご説明いたします。7ページをご覧ください。項30社会教育費は22億8,384万2,000円、目の05社会教育総務費の減額は管理用車両購入が平成27年度の単年度事業であったことによるもの、目の10社会教育振興費の増額の主な内容は、市史編さんのための基礎調査拡大及び平和都市宣言30周年記念事業や国史跡武蔵国府跡国司館地区の保存整備工事費、賑わい拠点整備市場調査等によるもの。

9ページに移りまして、項35社会体育費は8億3,469万9,000円。

10ページに移りまして、目の15体育施設費の減額は、庭球場の改修工事において小柳庭球場5面の改修が終了し、新たに若松庭球場2面の改修を実施すること、平成27年度にて総合プールスライダーの改修工事及び八ヶ岳府中山荘の給湯器改修工事が完了したことな

どによるもの。

11ページに移りまして、目の25体育館費の増額の主な内容は、総合体育館第一体育室耐震診断、同第二体育室天井・照明改修に伴う実施設計委託、押立体育館屋上改修工事等に要するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申しあげます。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。

○委員（崎山 弘君） 平成28年度より発達障害の子どもたちなどに対して合理的配慮が求められるということが始まると思います。1つの項目というわけではなくて分散されていると思うのですが、具体的にこの項目がその合理的配慮に対応するために支出させるものだというように見えているところがあれば、お示しいただきたいと思います。

○統括指導主事（国富 尊君） それでは、ただいまの合理的配慮に係る予算の項目についてお答えいたします。

2ページ、目15の1285500特別支援教育推進事業費、こちらにおきましてレベルアップ事業としまして支援員の配置校における予算として計上してございます。

それから、同様に中学校費としまして、4ページ、目15教育振興費、1378500特別支援教育推進事業費、こちらにおきまして計上してございます。以上です。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） 続きまして、幼稚園の関連についてお答えいたします。6ページをお開きください。幼稚園費につきましては、下から3番目の管理事務費の臨時職員賃金において、幼稚園における障害枠での受け入れに関する補助員を計上したものでございます。以上でございます。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。

○委員（村越ひろみ君） 単位学校で気になったのは、周年校のことで2ページの学校管理費、周年校が2校から1校に減で、予算は2校から1校になっても去年の2分の1にはならないというのと、3ページの中学校のほうの周年校が0から2校になっていますが、単純に倍にはならないと思ったので、どのような計上の仕方なのか教えていただければと思います。

○総務課長補佐（北村 均君） こちらは学校諸行事運営費でありまして、単純に周年だけの予算ではございません。主な増減の原因としまして、周年校が2校から1校に減りまして、委員がおっしゃるように周年事業に関しましてはおおむね基本が変わりませんので単純に半分なのですが、ほかの事業もございませう関係で、単純に2校から1校で2分の1になるわけではないということでご理解いただければと思います。

○委員（村越ひろみ君） 具体的に言うと、ほかの事業はどのようなことがあるのでしょうか。

○総務課長補佐（北村 均君） 学校の諸行事ですので、運動会などの行事関係です。

○教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○委員（松本良幸君） 正直言って金額的なことはあまり詳しくはないのですが、皆さんの各部門で今回の予算を立てるに当たって実現できたもの、できないものも含めてですけれども、ここを重点的に要求して実現したいと思うものがありましたら、教えていただければと思います。63%も増にさせていただいて、給食センターの部分が大きいという気が

しますが、皆さんが努力していただいた結果がここに出ているのだと思いますので、特にありませんでしたら教えていただければ勉強になるかと思っておりますので、お願いします。

○教育長（浅沼昭夫君） それでは、良い機会ですので、各課から重点で予算を配分した点について課ごとでよろしいですか。お願いします。

○学校施設担当主幹（山田英紀君） 総務課学校施設担当から、平成28年度の学校施設の主な予算について、ご説明いたします。また力を入れて、予算要求したところをご説明したいと思います。

1つ目は、特別教室の空調設置で対象教室は理科室、家庭科室、調理室、技術室、図工室、美術室またはそれに準じた教室となっております。工期につきましては、夏休みに順次完了して今年の2学期から使用できるよう調整してまいります。

2つ目は、小学校通学路に防犯カメラの設置をする事業でございます。設置台数は1校5台を目安に全体で110台予定してございます。

それと3つ目は、小中学校の老朽化対策調査の実施でございます。こちらは小学校11校、中学校5校を調査し、これにより33校全ての調査が終了いたします。いよいよこの調査結果を経て、学校施設の改築・長寿命化計画を策定してまいります。以上でございます。

○学務保健課長（酒井利彦君） 学務保健課では、学校給食センターの工事がいよいよ28年度から始まる予定で準備をしておりますので、予算に計上してございます。以上です。

○指導室長補佐（古塩智之君） 続きまして指導室関連の予算につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、歳出予算案の1ページ、款50教育費、項05教育総務費、目15の教育指導費の中の事業番号1226000教科等研究事業費でございますが、こちらにつきましては先ほどの説明にもあったとおり、東京都におきましてオリンピック・パラリンピックの教育推進事業を都内全校にて展開するという方向性が示されたことによりまして、増額をさせていただいております。

続きまして、同じく教育指導費の事業1232500学校教育ネットワーク事業費でございます。こちらは先般センターサーバーの導入をさせていただいておりますが、そちらの導入に伴う借上料及び保守料の増とともに、学校教育ネットワーク全体の保守内容を見直したことによる増額となっております。

次に、事業番号1232700校務システム事業費でございますが、こちらは内容としては大きく2点ございます。1つ目は、現在使用してございます校務支援システム「学びの扉」の開発メーカーが、当該事業から撤退をするために保守もあわせて終了することとなり、本年10月を目途に保守を終了する予定でございます。これに伴いまして、現在、業務上必要不可欠である電子メールを安全に使用するために環境を整える必要があるため、メールシステムの借り上げ経費を計上してございます。

2つ目は、成績処理に関するソフトでございます。現在各中学校でしようしてございますが、学校配当の予算の中で、各校が独自で購入し導入してございます。教員の市内の異動に伴って使っているソフトが違うために、このこと自体がヒューマンエラーの要因となっていること、また、中学校の校長会からも要望もあったことから、教育委員会において一括で、1つのソフトを借り上げたほうが効率的であると判断をさせていただき、経費を計上したも

のでございます。

次に、事業1232800情報セキュリティ監査事業費でございますが、こちらにつきましては本年度小学校1校、中学校1校において、市の関係課に協力いただき、情報セキュリティ監査を実施してございますが、28年度におきましては残りの31校につきまして、外部監査を実施させていただきたく計上したものでございます。

また、特別支援教育に関しましては、先ほど崎山委員のほうからご質問いただいているとおり、合理的配慮に伴う経費を計上してございます。以上でございます。

**○教育長（浅沼昭夫君）** それでは、文化スポーツ部、各課順次でよろしいですか。お願いいたします。

**○ふるさと文化財課長補佐（黒澤明美君）** ふるさと文化財課では、7ページの社会教育振興費の中で重点事業としまして、下から2段目の国史跡武蔵国府跡国司館の保存整備工事が、本年度の実施設計を受けて来年度から2か年で1期工事として史跡整備を行ってまいります。その初年度分の工事費として計上しております。また、あわせて2期工事の賑わい創出ゾーンの民間活力を導入して整備するために、市場調査を行います。それがその1つ上の武蔵国府跡保存整備活用事業費でございます。

それから、平成19年度に策定されましたケヤキ並木保護管理計画を見直すための調査研究費や武蔵府中熊野神社古墳整備の一環でございます古墳公園整備工事基本設計を市民や関係団体、関係部署との協議を進めて基本設計を策定するための経費を要求しております。

なお、今年度から各分野ごとに専門部会が本格稼働した市史編さん事業は、来年度から編さんに係る各専門部会ごとの調査研究が拡充しますので、市史編さん事業費の調査委託費が増額となっております。

それから、8ページの郷土の森博物館費ですが、前年度と比べますと減にはなっております。これは電気設備工事が終了したものでございます。なお、26年度から3カ年の改修計画で空気調和設備改修工事を行っておりまして、27年度に引続き28年度に空調用の圧縮機2台のうちの残り1台の改修工事を行います。

また、新規としましては博物館本館内の雨水管が劣化しているため漏水が発生してございます。その箇所と原因究明をするための調査を行うこと、また、空気自動制御機器の中央監視装置を更新することから予算計上をしております。以上となります。

**○生涯学習スポーツ課長補佐（宮崎 誠君）** 生涯学習スポーツ課の主な予算要求事項としまして3点ほどでございます。

1点目は、28年度が平和都市宣言30周年に当たることから、それを記念するための平和啓発事業を拡大するというので、イベント等の用意を進めるものでございます。

2点目が、生涯学習センターの現行の指定管理者の期限が平成29年度末となっていることから、平成30年度以降の指定管理者を選定するための選定会議に係る経費を要求しております。

最後に3点目でございますが、所管施設の老朽化などが進んでおることから、所管施設の改修等の経費を計上しているところでございます。以上でございます。

**○図書館長補佐（山本征史君）** 次に、図書館でございますが、予算の増額は人件費が主なものです。大半の地区図書館には文化センターの3階にございまして、図書資料の巡回便を

行う配送業者は、文化センターの1階に図書資料を置いて次のセンターに向ってしまいます。地区図書館に配置されている2名の職員のうち1名を運搬作業に充てると業務に支障が出ることから、図書資料の運搬や仕分け等を行う臨時職員を1名配置するための経費を計上するものでございます。

もう1点が、中央図書館の事務所内の事務整理や書庫整理を行うための臨時職員を1名配置するものでございます。以上でございます。

**○美術館副館長（須恵正之君）** 最後に美術館でございますが、美術館も平成12年の開館以来15年が経過いたしましたして、施設整備の関係での費用を要求しているところでございます。特に空調用の熱源機器の中央管視装置が1台故障しているという状況がございまして、1,470万円程度の要求をさせていただいております。

また、秋の大型の企画展といたしまして、名古屋市美術館、兵庫県立美術館、府中市美術館の共同で藤田嗣治展の開催を予定しているところでございます。以上でございます。

**○教育長（浅沼昭夫君）** よろしいですか。

今、重点な項目について説明を受けました。ほかにご質問はいかがでしょうか。

**○委員（松本良幸君）** 詳しい説明をありがとうございました。予算がついたものにつきましては十分に効率よく使うということ、予算をいただいて終わりとか、ホッとしないでいただきたいと思います。想定していた効果の150%の効果を同じ予算でできるようにしていただきたいと思いますし、できれば本当は余らせていただくくらいで、それを自慢して報告をいただくくらいの効率のいい仕事をしていただければと思います。期待していますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○教育長（浅沼昭夫君）** ほかにご意見はいかがでしょうか。

**○委員（齋藤裕吉君）** 校舎等の関係について質問させていただきたいと思いますが、老朽化対策については先ほどのお答えで、今は調査ということを中心にして、来年度で一応全校終了ということになるのですね。分かりました。

それで、歳入それから歳出の項目の中に、例えば第五小学校の増築、それから歳出のところには本宿小、若松小の仮設校舎の解体、それから若松小の校舎新築とあるわけですが、どのような規模でどのような形で行うのか、金額のことではなく、校舎の解体、新築、増築という内容についてご説明いただければと思います。

**○学校施設担当主幹（山田英紀君）** 今、ご質問いただきました件ですけれども、まず仮設の撤去につきましては本宿小、浅間中で行います。こちらにつきましては、教室不足が解消されたということで本宿小は4教室分を撤去、浅間中につきましては3教室分を撤去いたします。五小の増築につきましては、以前、仮設校舎の計画がありましたけれども、建てるところがなかなか見当たらないということで現行の校舎の形状を活用して2部屋分増築いたします。こちらにつきましては、仮設が建たないということで、何とか今の形状の囲みを活用し増築するということになりますので、本設で増築いたします。こちらは鉄骨造で増築する予定です。

それと、若松小学校につきましては、かなり校庭が狭いということがありますので、今のけやきZZのプレハブ等全てのプレハブ、仮設校舎を撤去しまして、新たに4教室分の仮設を増築させていただいて、校庭を広く使えるような状況にしたいと考えています。以上でござ

ざいます。

○委員(齋藤裕吉君) ありがとうございます。若松小につきましては、先日学校視察をさせていただいたので、いろいろな事情も了解したところでございます。本宿小はもう人数過大の部分が解消したということですね。ありがとうございます。

○教育長(浅沼昭夫君) よろしいですか。ほかにかがででしょうか。

○委員(村越ひろみ君) それに付随して、六小の仮設校舎購入について、六小も人数が落ちついていると思っていたのですが、いかがでしょうか。

○学校施設担当主幹(山田英紀君) 六小につきましては、仮設校舎を残して学童クラブとけやきッズをそこに移動して、そのまま維持していきたいと思います。

○委員(村越ひろみ君) 購入というところはいかがでしょうか。

○学校施設担当主幹(山田英紀君) これは、購入というよりリースを延長するようなこととなりまして、現在調整しているような状況です。以上です。

○教育長(浅沼昭夫君) よろしいですか。それでは、次にご意見を伺いたいと思いますが、どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りします。第2号議案、平成28年度予算に対する意見の聴取について、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(浅沼昭夫君) 全員なしですので、原案どおり決定いたします。



◎府中市教育委員会の教育目標について

○教育長(浅沼昭夫君) 次に、第3号議案に移ります。

第3号議案の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○教育長(浅沼昭夫君) 説明をお願いいたします。

○総務課長(志摩雄作君) それでは、お手元の議案書に基づきご説明を申し上げます。

まず、本件を提案する経緯でございますが、議案書の参考資料体系図の新旧対照をご覧ください。

2ページの関係図がこれまで教育委員会が定めた計画、目標、方針を体系化したものでございます。中・長期の計画や方針などを作り、その下に取組がございます。また、単年度で教育目標、基本方針を定め、その下に施策や取組があるという状況になってございます。

単年度の教育目標基本方針は、市内の各学校が教育課程を形成する上で必要なものとして作成しているのが現状でございます。その下の施策や取組は、中・長期の計画や方針の下にある取組と連携が取れていない、そういった場合もございます。なぜこのような状況になっているのかにつきましては、恐らく従来教育目標、基本方針を設定し、施策や取組を定めてきたところ、近年の法改正等により策定義務ができた個別計画などを設けるときに、これらとの整合が考慮されなかったのではないかと推察されます。そして、このような課題を解消しつつ、誰もが同じ体系図を思い浮かぶよう1ページの体系図のとおり整備をするものでございます。

今後の体系といたしましては、教育目標と言うからには個別計画等の上位に位置づけ、

中・長期的なものとしたと考えております。教育目標を受けて個別計画、方針があり、これらに基づいて取組があるという体系、構造となります。また、個別の計画や方針のない美術関係などにつきましては、直接教育目標の趣旨を踏まえて取組を定めるというものでございます。なお、これまで各学校に教育課程の編成のために示してきました旧体系図の基本方針などにつきましては、新体系図のとおり計画や取組に基づき、別に教育課程編成方針を作成するものでございます。以上のとおり、体系整備を行うに当たり、今回、府中市教育委員会の中・長期の教育目標を定めるものでございます。

それでは、議案書の本文2ページをお願いいたします。今後の教育目標案でございます。まず前文でございますが、「府中市教育委員会は、人権尊重の精神を基調とし、学校と家庭・地域の緊密な連携のもと、子どもたちの生きる力や心の豊かさを育む社会と、市民が生涯を通じて自ら学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指し、次の『教育目標』に基づき、積極的に教育行政を推進する」。この表現は、過去の教育目標の内容を基本的に引き継いでおりまして、教育行政の継続性の観点からこのようにしたものでございます。

次に、学校教育に関する目標でございます。「子どもたちが、心身ともに健康で知性や感性を磨き、道徳と体力を育み、人間性豊かに成長することを願い」としまして、「他者も自分も大切にす、思いやりと規範意識のある人、社会の一員としての自覚を持ち、社会に貢献しようとする人、自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人の育成に向けた取組を推進する。」この表現は、東京都教育委員会の教育目標を参考にしておりまして、児童・生徒の人間性の実現に当たっては、東京都との方向性の一致を図る必要があるとしたものでございます。

次に、社会教育に関する目標でございます。「市民が生涯にわたり学びの機会を得て、生き生きと暮らすことを願い」としまして、「学習活動や文化・芸術・スポーツ活動が生きがいとなる取組、ふるさと府中の歴史や文化を理解し、継承発展させる取組、学びの成果を社会に還元し、地域教育力を高めていく取組を推進する。」この表現は、社会教育分野に関し、既存の計画や指針などにおいて用いられている文言を取りまとめ、教育目標として整理したものでございます。

学校教育の目標が目指す人間像であるのに対し、社会教育の目標は今後の社会教育の推進の方向性を示すものとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。

ご質問をお受けします。よろしいですか。担当総務課ということですので、もしあったら説明していただきたいのですが、よろしいですか。

それでは、ご意見いかがでしょうか。

○委員（村越ひろみ君） 教育目標が新たにこの体系図になったことはとてもいいと思います。それと目標の文面につきまして、前半の子どもたちに対する目標の中で、東京都との方向性の一致でこう考えたということですが、学校で教育目標というと、知・徳・体という子どもに対してよくそのような表現の中で、その3つを目標に挙げるという学校が結構多いと思います。この3つだと体の部分が欠けているような気がするのですが、それもまたいずれ改定していく場面もあったときに、そのような点も考えてもらえるといいと

思います。全体的には体系図が分かりやすくなってよかったのではないかと思います。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員（齋藤裕吉君） 参考のほうでもいいですか。教育目標だけですか。

○教育長（浅沼昭夫君） 関連がありますか。

○委員（齋藤裕吉君） 参考のほうの体系図につきまして、これまでとこれから目指す体系というものを比較し、理念をきちんと前面に出すような形になっていて、非常によろしいと私は思います。やはり大きな教育理念というものを掲げて、その達成に向かっていくというのは、それをいつまでも高度に追求し、その目標に沿う事業を進めていくということになると思うのですが、とにかくこの教育分野においては、この理念というのは本当に大事だと思いますので、今回のような設定を行うということは大変よろしいことだと思いました。

あと、新旧対照の新的ほうに「美術など」という言葉が一言入っておりまして、私は意味を理解しましたが、ほかの方々が見て理解しやすいような図示があるといいと思いました。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまご意見をいただいたことを踏まえまして、この件についてお諮りいたします。

第3号議案、府中市教育委員会の教育目標について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員なしですので、原案のとおり決定いたします。



◎第4号議案 平成27年度府中市教育委員会表彰について

○教育長（浅沼昭夫君） 次に、第4号議案に移ります。

第4号議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○総務課長補佐（北村 均君） ただいま議題となりました第4号議案、平成27年度府中市教育委員会表彰について、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。

府中市教育委員会では、府中市の教育文化の振興・発展に貢献し、その功績の顕著なもの及び他の模範とするに足る成績または行為のあったものに対し、府中市教育委員会表彰規程に基づき表彰を行うこととなっており、府中市公立学校の児童及び生徒と府中市に在住または勤務する者が対象となっております。

平成27年度の府中市教育委員会表彰の候補者につきましては、各小・中学校から推薦をいただいた児童・生徒について、平成28年1月6日に審査会を開催し、審査したもので、その結果に基づき本定例会にお諮りするものでございます。なお、本年度は成人表彰に対する推薦はございませんでした。

まず、小学校からご説明いたします。議案2ページをご覧ください。推薦は全部で21件ありましたが、該当とならなかつたものが8件ありました。これらは表彰となる条件を満たさないスポーツ活動・文化活動による推薦でございました。これらにつきましては、公的機関の主催・後援ではない、予選のない全国大会で大会の規模は比較的小規模だったため、該

当となりませんでした。最終的に13件が候補者となっております。

表彰の内容は、奉仕活動によるものが3件、福祉活動によるものが4件、スポーツ活動によるものが2件、伝統文化活動によるものが3件、人命救助によるものが1件でございます。

それでは、資料左側の番号に沿いまして、個々にご説明いたします。まず、奉仕活動によるものでございますが、番号で申しあげますと1番、2番、11番の3件でございます。地域に貢献する活動を行った場合がこれに含まれております。2つ目に、福祉活動によるものでございますが、3番、8番、10番、13番の4件です。老人ホームなどの慰問活動を行った場合は、これに含まれております。3つ目に、スポーツ活動によるものですが、4番と12番の2件です。4番は柔道、12番はバレーボールで、それぞれの競技で活躍したものでございます。4つ目に、伝統文化活動によるものですが、5番、7番、9番の3件です。和太鼓やよさこいといった伝統文化を継承する活動を行った場合は、これに含まれております。最後に人命救助によるものですが、6番の1件です。これは下校途中に倒れている人を発見し、対応できる人が見つかるまで救助を求め続け、人命救助に貢献したものです。

次に、中学校についてご説明いたします。5ページをご覧ください。推薦は全部で13件ありましたが、該当とならなかったものが4件ありました。これらも基準となる条件を満たさないスポーツ活動、文化活動や環境美化による推薦でございました。これらにつきましては、関東大会に出場はしたものの優勝はしなかった、継続的に行ったとは言えない、また他校でも通常の活動として行っている活動であるという理由で該当になりませんでした。

表彰の内容は、福祉活動によるものが2件、スポーツ活動によるものが6件、文化活動によるものが1件でございます。

まず、福祉活動によるものですが、1番と3番の2件です。いずれも奉仕活動としても該当しており、慰問活動や地域への貢献活動を行ったものでございます。次に、スポーツ活動によるものですが、2番、4番、5番、7番から9番までの6件です。2番は水泳、4番は卓球、5番はフィギュアスケート、7番は相撲、8番はウエイトリフティング、9番は空手でそれぞれの競技で活躍したものでございます。最後に文化活動によるものですが、6番の1件でございます。これは、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が実施している中学生の税についての作文において、全国入選作品として国税庁長官賞に選ばれたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。なお、表彰式につきましては、平成28年3月2日水曜日、午後4時から当教育センターでの開催を予定しております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、ご質問ございますか。よろしいですか。

ご意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りします。第4号議案、平成27年度府中市教育委員会表彰について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案のとおり決定いたします。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◎第5号議案 平成28年度学校医等の委嘱について

○教育長（浅沼昭夫君） 次に、第5号議案に移ります。

第5号議案は、「学校医等の委嘱について」ですが、崎山委員への委嘱に関する内容が出てまいります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、崎山委員は審議に参加することができませんので、恐れ入りますが審議が終わるまでご退席をお願いします。

（崎山委員退席）

○教育長（浅沼昭夫君） では、第5号議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） それでは、第5号議案、平成28年度学校医等の委嘱について、説明いたします。

幼稚園及び各小・中学校に配置する学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱につきましては、学校保健安全法第23条の規定に基づき教育委員会が行うものでございます。

平成28年度の学校医等の委嘱は、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市学校薬剤師会からそれぞれご推薦いただいた内科医34名、精神保健科医2名、眼科医10名、耳鼻科医7名、歯科医36名、薬剤師34名の合計123名の先生方に委嘱をお願いするものです。

委嘱期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間を予定しております。なお、担当する学校等につきましては、資料の1ページから12ページに記載のとおりでございます。恐れ入りますが、13、14ページの平成28年度学校医等新旧変更一覧表をお開きください。

1の退任でございますが、眼科医の今井一男先生と薬剤師の三輪美智子先生となっており、お二人には府中市教育委員会より感謝状と記念品を贈呈する予定でございます。2の新任でございますが、薬剤師の若井亜也子先生をお願いしたいと考えております。3の受け持ち校変更でございますが、眼科は今年度で退任となる今井一男先生が担当されていた学校について、平成27年度から引き続き委嘱を予定しております記載の先生方に担当していただくものでございます。耳鼻科は、児童・生徒数を踏まえ、担当医の負担に配慮し、受け持ち校を一部変更したものでございます。その他の先生方につきましては、平成27年度に引き続きお願いしたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。ご質問ございますか。ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、お諮りします。第5号議案、平成28年度学校医等の委嘱について決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

それでは、次の議案より崎山委員にも審議に加わっていただきますので、よろしく願いいたします。

（崎山委員入室）

◇  
◎第6号議案 市立学校給食センター調理業務への民間委託導入の方向性について

○教育長（浅沼昭夫君） 次に、第6号議案に移ります。第6号議案の朗読をお願いします。  
（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○給食センター整備担当副主幹（大井孝夫君） ただいま議題となりました第6号議案、市立学校給食センター調理業務への民間委託の導入の方向性につきまして、ご説明させていただきます。

裏面1ページをご覧ください。市立学校給食センター（以下「給食センター」と言います）につきましては、老朽化等の問題に対応するため、現在、建てかえに向けた作業を進めております。新給食センターでは学校給食衛生管理基準に伴う施設整備により、調理場が広くあることや、新たに炊飯調理などにも取り組むことから、平常より調理業務の必要人員が増加してまいります。このことから、平成24年度に策定いたしました府中市学校給食センター基本構想におきまして、新給食センターにつきましては段階的に調理業務の民間委託を導入することとしており、平成25年度に策定しました基本計画におきましては、施設開始時から調理業務に民間委託を取り入れることにしております。

また、府中市行財政改革推進プランでは、各業務に対し民間活力の積極的な活用により、効果的、効率的な業務運営に努めることを求めており、平成25年度に策定された現行の同推進プランの中で、給食センターにつきましても、民間活力の導入について検討をすることとしております。

これらのことから、より効果的、効率的な運用に努めるとともに、安定的に安全安心な学校給食を提供するため、平成29年度2学期から供用開始予定の新給食センター調理業務への民間委託の導入の方向性につきまして、次のとおり決定するものでございます。具体的な内容でございますが、ここに記載のとおり小学校調理と炊飯調理につきまして、業務に必要な人員数等から考えまして、新給食センター稼働開始と同時の平成29年度2学期から民間委託を導入いたします。なお、その他の調理業務でございます中学校調理とアレルギー対応食調理などにつきましては、当面の間は直営とし、市調理員の状況等を考慮しながら今後、開始時期等を検討してまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 説明が終わりました。ご質問ございますか。

○委員（崎山 弘君） 市立学校給食センターのこの民間委託導入の方向性についてという議案ですが、この内容を検討するに当たり、現在の府中市が提供しているこの安全でおいしい給食について幾つか教えていただきたいと思えます。

まず1点目です。現状として今年の3学期開始時点では、学校に在籍している小・中学生の総数は何人か。2点目、その3学期開始の時点でセンター方式、自校方式を問わず、府中市が学校給食を提供している児童数、生徒数それぞれの人数を教えてください。そしてまた、アレルギーに関してなのですが、今年度食事摂取制限に関する申出書（新規）並びに食事摂取制限に関する申出書（継続）を提出した児童・生徒の数を教えてください。

また、さらにその食事摂取制限に関する申出書を提出した児童について、3つあるのですが、1番目、献立細案及び使用食品原材料配合表の配布を希望している者、2番目が除去食・果物代替の対応を希望している者、3番目、飲用牛乳類の除去を希望している者、それ

どれ何人いるかも教えてください。

また、現在、小学校、中学校の生徒の中で、アレルギーが原因で1年に1回以上弁当を持参している生徒・児童数が分かれば教えてください。また、給食は一切食わずに弁当で対応している生徒・児童が何人いるかも教えていただくとありがたいです。

現在のルールを見ますと、アナフィラキシーショックの既往があるために除去対応食ができないということになっていますが、これに該当するもの、つまりアナフィラキシーショックの既往があるために、除去食対応ができていない児童数、生徒数をもし把握していたら教えていただきたいと思います。

7点目、献立細表及び使用食品原材料配合表、これはこの提示を求めている家族がいるのですけれども、その場合どの食品を食わずに残すかを指示しているのは誰なのか、学校なのか、それとも保護者なのか、それを教えてください。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） それでは、7点について分かりますか。

○給食担当主幹（鈴木哲夫君） それでは、ただいまのご質問に順次お答えいたします。

初めに、今年の3学期開始時点での学校に在籍している小学生、中学生の総数でございますが1万9,085人でございます。

次に、3学期開始時点でのセンター方式、自校方式を問わず、府中市が学校給食を提供している児童・生徒のそれぞれの人数でございますが、児童が1万3,207人、生徒が5,855人、合計1万9,062人でございます。

次に、本年度食事摂取制限に関する申出書の新規並びに継続を提出した児童・生徒数でございますが、新規が168人、継続が279人、合計447人でございます。

次に、食事摂取制限に関する申出書を提出した児童・生徒のうち、まず献立細案及び使用食品原材料配合表の配布を希望している方は368人、除去食・果物代替の対応を希望している方は115人、飲用牛乳類の対応を希望している方は167人でございます。

次に、小学校、中学校の中でアレルギーが原因で1年に1回以上弁当を持参している児童・生徒数と、給食は一切食わずに全て弁当対応をしている児童・生徒数でございますが、昨年11月のアレルギーアンケートの結果での人数でお答えいたします。1年に1回以上弁当持参が184人、全て弁当持参が9人でございます。

次に、アナフィラキシーショックの既往があるために、除去食対応ができない児童・生徒数でございますが、先ほどと同様にアレルギーアンケートの結果でのお答えになりますが、除去食対応をしていない理由として、アナフィラキシーショックの既往歴があるためと回答された方が20人ございました。

最後に、献立細表及び使用食品原材料配合表を見て、どの食品を食わずに残すかを指示するは誰かでございますが、保護者の方に指示していただくこととしております。以上でございます。

○委員（崎山 弘君） 詳細な数字の報告ありがとうございました。今回のこの市立学校給食センターの調理業務への民間委託導入の方向性についてという議案ですが、明らかに新しい学校給食センターに関しての議案です。今後、20年、30年を見据えた議論が必要と私は思います。

そこで、続いて総論として3つ、各論として5つ質問させていただきたいと思います。ま

ず1つ目、この議案が導入についてではなく、導入の方向性についてという表現であることが気になります。この違いについて教えてください。

**○給食センター整備担当副主幹（大井孝夫君）** 今回の議案である方向性についてということですが、実際に業務委託の手続きは市長部局のほうにお願いして行う形になりますので、教育委員会としては方向性を決めまして、また市長部局に対してその方向性について手続きをお願いするところから、今回方向性についてということで議案として説明したところでございます。

**○委員（崎山 弘君）** 調理業務の一部を民間委託することを議論するという議題であります。どのようなものを委託して、何を委託しないのかその内容を確認できなければ、委託してよいかどうかその方向性も我々は判断できない。総論として、ここでこれらの方針で臨むという方向性であるならば、府中市の学校給食のあり方という全体像、将来像を見据えて、その上で我々教育委員会はこのように考えると、責任を持って決めるべきことではないでしょうか。今回、提出された議案書は計画の一部だけです。新しい給食センターが提供する給食の全体像が明らかでなければ判断は難しい。一部だけ示されて、委託の方向性という今後全体に敷衍可能な結論をここで決定するのは困難だと私は思います。不十分な情報だけをもとにであっても、教育委員会定例会の議案として一度決定すれば、教育委員としてそんなはずではなかったと思っても、教育委員会が決めたことですからという言い回しを今後何十年も使われることとなります。この議案に書かれている小学校調理、炊飯調理以外も含めて、先ほどありましたようにアレルギー一般のものもあるわけです。全体像をぜひ私として知りたいと考えています。

そこで、アレルギーに関して確認なのですが、今回は委託はしなくとも、いずれはということになると思います。今はおそらく構想があると思うのですが、いつごろを想定されているか、またその理由を教えてくださいたいと思います。

**○給食センター整備担当副主幹（大井孝夫君）** 先ほど少しご説明をさせていただきましたが、今回平成29年度2学期からの秋季開始と同時に委託するのは、小学校調理と炊飯調理を考えてございます。それ以外に中学校調理とアレルギー対応調理、こちらにつきましては当面の間、直営ということを考えてございまして、特にアレルギー対応調理については、基本的には直営という形で考えてもらいたいと思います。しかしながら、今後市調理員等の状況等が変わってくる中では、将来的には全面的な民間委託ということも考えられるところでございます。以上でございます。

**○委員（崎山 弘君）** 確かに安全面を考えると、給食センターが始まって、作業手順の慣れないところで新しい業務を受けるとするのは難しいと思うので、それが遅れること自体は私も問題はないと思います。では、この新しい給食センターで調理する給食の全体像を把握するために、その一部分であるかもしれませんが、実際に提供されるアレルギー対応食品について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

質問の前に確認しておきますが、新しい給食センターについて、この教育委員会の場で議案として検討を行ったのは、平成26年第1回教育委員会定例会の第6号議案として、府中市立学校給食センター基本計画を原案どおりに決定したことが最後です。それ以外、この2年間教育委員会定例会で議案として新しい学校給食センターに係るものとしては、ほとんど

ありませんでした。唯一あったのは、昨年7月に今年度の市立学校給食センター運営審議委員としてアレルギー専門医に入っていたことを決定した議案があっただけです。

松本委員と村越委員はそれ以前の経緯をご存じないので、お二人に説明する意味も含めて今回の経過を振り返ってみます。もし間違いがあれば後でご指摘ください。平成24年第7回教育委員会定例会の報告事項の2番として、議案ではなく報告事項でしたが、府中市立学校給食センター基本構想が示されました。その説明として、当時の給食担当副主幹は、「なお、新たな施設においては、専用調理室を設置してアレルギー対応食を、現在の食物アレルギーの原因となる食物を除去したアレルギー対応食から、食物アレルギーの原因となる食品の代わりとなる食品で補充して、栄養所要量の過不足ないアレルギー代替食にて提供できる施設といたします。」と述べておられます。

この基本構想をもとに、平成26年第1回教育委員会定例会での第6号議案として、府中市立学校給食センター基本計画を原案どおり決定したわけですが、その定例会で同じ給食担当副主幹が、協議会、議会報告、パブリックコメント、保護者説明会などでいただいた意見などから、食物アレルギーへの対応に「児童・生徒の状況を把握し、アレルギー対応食の調理体制を整備する。」と基本計画に加筆した経緯も説明されました。

ただ、ここまでの内容で明らかであります。基本構想並びに基本計画は、いずれも「提供できる施設とします。」とか、「調理体制を整備する。」とあるように、施設の整備、調理体制について述べられています。子どもたちは給食センターを食べるのではなく、センターで作った給食を食べるのです。実際にどのような給食を提供するかについてはまだ決まっていません。教育委員会に報告もありませんし、議論したこともありません。

もう少し具体的に説明しますと、2年前に教育委員会定例会で決定した府中市立学校給食センター基本計画の中にも記載されていることなのですが、府中市立学校給食センター基本計画第2章、設計条件の整備2-1、基本条件、そこには以下のような記載があります。「アレルギー対応食を提供することができる施設とします。また、学校給食における食物アレルギー対応については、現在国が見直しを進めていますが、児童・生徒の生命を最優先に考え、施設の設備、学校・家庭との連携、児童・生徒のアレルギー状況などを総合的に判断し、どのような対応を実施するか判断します。」これがその文章です。つまり基本計画の段階ではどのような対応をするかは未定であり、これから判断しますと明言しています。これはある程度無理からぬことです。府中市立学校給食センターですから、文部科学省が方針を出すのであればそれを待って、その内容に即した給食を提供することが求められるのは当然です。府中市教育委員会が基本計画を決定したのが平成26年1月ですが、文部科学省はおよそその1年後の平成27年3月、昨年3月ですが、学校給食における食物アレルギー対応指針を発表しました。それから今日に至るまでほぼ1年が経過しています。

今から3年半前のことですが、平成24年第7回教育委員会で給食担当副主幹が「アレルギー対応食を、現在の食物アレルギーの原因となる食物を除去したアレルギー対応食から、食物アレルギーの原因となる食品の代わりとなる食品で充当して、栄養所要量の過不足ないアレルギー代替食を提供できる施設とします。」と説明しておられましたが、国が定めた学校給食における食物アレルギーの対応指針に基づいて、どのような給食を実施すると判断されたのか、まずはそれを説明お願いしたいと思います。この給食全体の方向性に関する議論で

すから、レシピまで示せとはいいませんが、提供する給食の内容について大筋決まっていると思われまので、その方向性について民間委託するに値することと判断する必要があると思ひますので、その説明をお願いしたいと思ひます。アレルギー対応食としてはどのようなものを提供する予定でいるか、ご説明をお願いいたします。

**○給食センター整備担当副主幹（大井孝夫君）** それでは、新センター部分におきますアレルギー対応食の提供の仕方等につきまして、ご説明をさせていただきます。

先ほど、委員さんからございましたとおり、基本構想、基本計画の中で新センターにおきましてはアレルギー対応を今よりもさらに良くしていくところを考えの中に持って施設整備を進めております。現在、施設整備のほうも基本設計が終わりまして、今現在入札の手続を進めているところでございます。あわせて、現在そのアレルギー対応につきましての具体的な内容も検討しているところでございまして、先ほどお話にございました平成27年3月に出ましたアレルギー対応の国の方針を受けまして、本市としてのアレルギー対応の方針を現在策定しているところでございます。また、こちらの方針の内容が固まりました時点で、こちら教育委員会のほうにもお諮りする予定ではございますが、現在、準備中でございます。

現段階での考え方ということでご説明させていただきますと、現在、アレルギー対応につきまして、卵、ナッツ類の除去食の対応、また果物の代替、飲用牛乳の除去という対応を基本的にはしてございます。新しいセンターにおきましては、さらに乳の製品とエビ、カニ類、こちらについて新たに除去対象の品目としてやってまいりたいと考えてございます。また、今までは除去食という対応だったのですけれども、これからはさらに代替食という形での対応にしていきたいと現在のところ考えているところでございます。

現在、この方針に基づきまして、どのような現場でのリスクがあるか、また学校等でのいろいろな事故等もございましたので、どのように学校等と連携をしていくかにつきまして方針及びマニュアル等の作成を現在進めているところでございまして、内容等が見えてきた段階で、また教育委員会にもお諮りしたいと考えてございます。以上でございます。

**○委員（崎山 弘君）** 内容がまだ見えてない段階で、その全体像を議論するところが、私は若干おかしいと思っはいるのですが、もう少し詳しくお伺ひします。

代替食を提供するという方針があるということなのですけれども、代替食は何種類ですか、1種類でしょうか。つまり、今の予定でいうと卵、ナッツ、エビ、カニ、乳製品は除去するというので代替食を作るということだと思ひのですが、卵、ナッツ、エビ、カニ、乳製品を全て除去した給食をメニューとして1種類だけ作って、例えば乳製品除去だけでよい人も、卵除去した代替食を食べる。つまり1種類しか作らないとそういう形になるのですけれども、そのような代替食を予定しているのか、それとも何種類か予定しているのか、いかがなものでしょうか。

**○給食センター整備担当副主幹（大井孝夫君）** 現在のところ代替食につきましては1種類を想定しているところでございます。以上です。

**○委員（崎山 弘君）** では、2つ目の質問です。ということは、小麦アレルギーがある子はやはり代替食にならないわけですから、今までと同じようにメニューを見て除くというそういう対応になるのでしょうか。

○給食センター整備担当副主幹（大井孝夫君） 小麦につきましては、今回まだ対応ができないと考えてございますので、そのようなこととなります。

○委員（崎山 弘君） では、3番目なのですがすけれども、今、給食には牛乳が1本ついてくるのですが、この飲む牛乳のみ除去という対応を、府中市はアレルギー対応の手段として実施しています。しかし、文部科学省が作成した食物アレルギー対応の手段として、食物アレルギー対応指針の献立作成の検討という章立ての中の、安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方という項目で、安全性の確保のため原因食物の完全除去対応、つまり提供しないかするかを原則としますと記載があります。分かりやすく言い直しますと、牛乳1本のようにたくさん飲むのはだめだけれども、少量なら提供するという対応は、重篤アレルギー反応であるアナフィラキシーなどの事態を招く恐れがある危険性があるので、お勧めしないと文部科学省は決めているのです。

しかし、府中市では文部科学省の指針からすると、原則から外れている飲用牛乳のみ除去するという対応をアレルギー対応として行っています。これは文部科学省の指針に沿う形で見直すべきと私は思うのですが、新しい給食センターに移行してからのアレルギー対応でも、この飲用牛乳のみ除去という対応を実施する予定はあるのでしょうか。

○給食センター整備担当副主幹（大井孝夫君） そちらにつきましては、我々も今、検討課題として捉えてございまして、基本的には文部科学省の方針に基づいた飲用牛乳のみの除去というのではないのではないかと考えてございます。今現在飲用牛乳を除去しているのは、アレルギーだけでない要因で見ているものもございまして、今、それを全体としてアレルギーという形で捉えてしまっておりますので、この辺りの整備というものをしていきたいと考えてございます。その関係で12月に保護者アンケートをさせていただきまして、そのような状況が見えてまいりましたので、対応策について、すぐに進めたいと考えております。

○委員（崎山 弘君） 4番目ですが、現在のアレルギー対応では、パンやデザートなどのように直接学校に納品される物はアレルギー対応の対象外となっています。新しい給食センターで提供されるパンやデザートは除去食、代替食などのアレルギー対応に含まれる予定ですか、それとも現状と同じように外れる予定でしょうか。

○給食センター整備担当副主幹（大井孝夫君） 学校への直送品につきましては、今までどおりの組み合わせになるものと今現在のところ考えてございます。以上です。

○委員（崎山 弘君） ということは、平成26年1月10日に府中市内の小学校で、学校給食にはアナフィラキシーでエピペンを使用した事例が実際ありました。この事例はパンが原因であったようですが、牛乳アレルギー対応として飲用牛乳のみ除去するだけで、パンは府中市の給食センターが作っているものではない。対象外だから関与しないという対応が招いた事例だと私は思います。全く同じ事例を招くリスクを放置するという形になるので、安全第一という考えに立つのであれば、給食として提供する全ての食材について責任を持つべきではないかと考えます。

新しい給食センターの施設ができるのであれば、施設ができればこれらが防げるものではない。こういうのは実際、平成26年1月にあったような事例をどのように防ぐか、そういう対応を今回の給食センターを新しくするに当たって、何かお考えがあればお示しいただきたいと思えます。

○給食センター整備担当副主幹（大井孝夫君） このような事故に関しましては、例えばあくまでも新センターを作るからということではなく、日頃からその事故等が起こらないように考えていく必要があると考えてございます。ただ、今後新センターの中でやり方等も変わってまいりますし、国からもいろいろな考え方が示されてございます。こちらに基づきまして、特に学校との連携、マニュアル作り、こういうところを重点的にやっていく必要があると考えておるところでございます。それにつきましては、現在、学校等とも協議を進めているところでございます。以上でございます。

○委員（崎山 弘君） 確かにその基本構想でどんなものを提供するか考えろと言って、2年前に我々が議決して、1年前に文部科学省が指針を出して、それでまだ考えている最中ということについて、それで来年の給食を実施するということ自体、私は難しいのではないかと考えます。それは意見ですが、もう一回質問に戻ります。アナフィラキシーショックの既往のある児童・生徒には、除去食を提供しないというのがありますが、除去食を提供されない児童・生徒は一体何を食べているのでしょうか。

○給食担当主幹（鈴木哲夫君） ショック症状の既往歴のある児童・生徒につきましては、必要な時点で弁当対応ということで持参していただいています。それが全て毎日弁当になるのか、その原因食材が出たときに弁当をその部分持ってくるのかなど個々において違いますけれども、そのような対応していただいております。以上です。

○委員（崎山 弘君） その判断は保護者という、そういう理解でよろしいですか。

○給食担当主幹（鈴木哲夫君） はい。

○委員（崎山 弘君） これは新しい給食センターができて、同じ対応が続くのでしょうか。アナフィラキシーがあると食べられないということになるのでしょうか。

○給食担当主幹（鈴木哲夫君） 今、崎山委員さんからもお話があったように、アナフィラキシーの既往歴のある児童・生徒につきましては、いつの時点でそのショック症状を起こしたなど個人によって違うと思いますので、その辺りの対応については今後、専門の先生等のご意見も伺いながら検討を進めていければと考えております。以上でございます。

○委員（崎山 弘君） その専門の先生の意見を伺いながらということなのですが、実際、その専門の先生が入って、学校給食センター運営審議会が行われているわけです。第1回学校給食センター運営審議会議事録が、去年の10月17日にもう既にホームページ上で公開されています。それを読むと、委員の方はこう書いてあるわけです。「アナフィラキシーの既往歴がある人に除去食を提供しないという考えは、国の指針に反したやり方である。無知であるがゆえにこんなことをやっている。」と、実際に議事録に書かれています。どのようにお考えでしょうか。

○給食担当主幹（鈴木哲夫君） 国の指針が出るまでは、安全性というところを府中市としても基本に考えてきたのではないかと考えておりますけれども、アレルギーを取り巻く環境も変わっておりますし、最新の知見を専門の先生にご意見をいただきながら、見直すところは見直していくということで考えているところでございます。以上でございます。

○委員（崎山 弘君） 見直すところで見直すというのは、誰がどこで見直すのでしょうか。今ここで議論をしないで誰が見直すのか、それからどういう報告があるのか、私が今回ここで話している一番の理由は、その報告がないからなのですね。私もこの議事録を読んで

ちょっとびっくりしました。これはまだ教育委員会に報告がないにもかかわらず、既にホームページに出ています。こういう議論がされていると我々に報告はなかったです。ということは、次に、どういうことをやりますという報告があるのか、私は非常に不安でしょうがないのです。この形で給食を作ってよいのか、それを私は不安に思っています。実際、アナフィラキシーがある人に対して見直しをするというお答えでしたが、課長はどのように見直すのが良いと考えていらっしゃるのでしょうか。

**○給食担当主幹（鈴木哲夫君）** 今の時点では、具体的にどういう形で、どの時期にということまで、お答えができる状況ではないのですけれども、決して今のままでいいとは考えていないということだけは、委員さんにご理解いただければと思っております。以上です。

**○委員（崎山 弘君）** その見直しの方法ですけれども、私は医者だから思うのですが、よく診断書があれば大丈夫みたいな言い方をされることがあります。それは避けてもらいたいと考えます。なぜかという、例えば「この人は卵アレルギーがあって、昔アナフィラキシーがあったけれども、卵を食べられるようになったから給食を提供してください。」というのは、おかしいです。食べられるようになってからアレルギー対応食を提供するのはおかしいのであって、それは医者に向って診断書があればとか、そういう形の方針は出さないでほしいと思います。実際文部科学省の冊子も、アナフィラキシーだけを理由として弁当対応にはしないほうがよいと書いてあるわけです。先ほど議事録の中にも示しましたように、国は既にそういう方針を出していますので、それについてはぜひ早急に対応していただきたいと思えます。少なくとも絵に描いた餅を提供しているようなことはやめてほしいのです。絵に描いた餅、そんなものは食べられません。食べなければアナフィラキシーは起きませんよねという解釈のものではあってはならないのではないかと考えております。

最後に1つお伺いしたいのですが、総括的な質問です。先ほどいろいろ数字を出していただきました。例えば食事摂取制限の申出書の中で、献立細案を出してもらっている人が368人いるわけです。この人たちはおそらく一部弁当とか、一部スープとかを持ってきているのですが、きっと学校は把握していません。この数字はアンケートで把握した数ですから、アンケートに回答しても改善しないと思っている人は回答していません。実際には、もっといっぱいいるはずで、365日全部の給食を食べられない人が300人以上いると想定されます。

実際そういう方も把握されていないと思うのですが、これが50億円ものお金をかけて、食べられない人が20人、30人も残るような給食でよいのか、そこを私は言いたいのです。300人のアレルギー食対応と書いてあるのです。でも、これはおそらく鍋、釜の大きさです。残念ながら300人のアレルギーの人に対応食を作るという意味は書かれていないのです。実際、新しい給食センターになったときに、新しい方針になったときに、給食が食べられない人、つまり一部であっても弁当あるいは何かを持参する人、こういう人を何人まで減らすことができるのか、そういうことを想定されていますか。さっきお伺いしたところ、給食を提供している人数が1万9,000人いるわけですね。1万9,000人いる中で、確かにしょうゆとか、みそでもアレルギーを起こすような人、この人たちは無理です。これは文部科学省も無理だと言っています。そういう人は無理だと思いますが、この中でやはり今の段階でも300人とかという数で食べられない人がいるわけですから、数値目標としてこ

これは、学校給食センターを50億円というお金をかけて作るのであるならば、これをせめて10人に減らしたいと、そういう視点でアレルギー対応をするべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

作ってみたけど、結局、今と同じようにアナフィラキシーの人はまず食べられません。牛乳にアレルギーがある人はパンをやめておきましょう。パンは外から来るものだからこれは食べない人は勝手に決めなさい。それは親が決めなさいという形では問題ではないでしょうか。食べられない人がきつと100人単位で出るのではないかと思います。これをちゃんと調査して、これは給食センターを作るからには、何十人まで減らしますとそういう気持ちでやっていただきたい。その数値目標をぜひ示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○給食担当主幹（鈴木哲夫君） やはり、給食を食べられるものであれば食べていただきたいという気持ちは私どもも持っておりますので、具体的にその数値目標ということになると、今この場でお話することは難しいかと思うのですが、例えば除去食品をやって対象食品を増やしていく等様々な工夫をしながら、そういう形でやっていけたらと思っております。以上でございます。

○委員（崎山 弘君） 現状では何人いて何人食べられないか把握されていますか。先ほど一応数字は出していただいたのですが、これはアンケートの結果でしかないので、全く食べられない人、家から何か足りないものを持ってきている人、献立細案を見て、うちの子どもはこれが食べられないから持ってこようみたいなものを、全数把握しているかというとおそらく把握されていないと思います。いかがでしょうか、把握されているでしょうか。

○給食担当主幹（鈴木哲夫君） 全ての人数を正確に把握している状況ではございません。以上です。

○委員（崎山 弘君） 私も、こういう仕事をやっているのでもいろいろな方から給食について、私に対して意見が市民の方からも来るのです。ある方からメールをいただきました。その方は、給食を食べられない人です。メールをちょっと一部分だけ読みますと、「献立細案を見て、食べずに残すようにしていました。食べられるものがメインとなり、おかずがほとんどない場合はおかずを、シチューのときは魔法瓶にスープを、デザート類はかわりにゼリー、パンのときはかわりのパンを持参していました。それでも給食費は同じです。全て食べられないということはなかったのですが、全食をお弁当にしたことはなかったです。

また、先生によって献立表を一緒にチェックしてくれましたが、ほとんど親と本人とで確認するだけでした。それがとても大変でした。一度間違っって食べたことがありましたが、少量のおかずだったので代替えは親が用意しなかったのですが、あの日に限って本人に念を押すことを忘れたこと、担任が急に休み、他の先生が給食の時間が来ても全く知らなかったことが重なりました。」おそらく同じことが起こります。こういうことは先ほどお伺いしたら、全部保護者が対応しており、学校は関与していないということなので、これではまた同じような事故が起こります。先ほど、平成26年1月の事故の話をしましたけれども、あれもパンですね。あれは親がそれを食べるなど言えばいいのですけれども、それができなかったのです。それで結局、学校が対応していないので食べてしまいました。

同じことを起こしてはほしくないのでもう少しマニュアルをちゃんと作るということを

しなければいけません。それは実はでき上がっているはずだと思うのです。それがなければ、ここはこういうものだから、こっちは委託できる、こっちは委託できない、そういう全体像が分かっているなければいけない時期に既にきていると思うのですけれども、その辺りが私はちょっと不満を感じるのでですね。今の話で分かるように300人のアレルギー対応と文書は書いてありますけれども、残念ながら300人の子が全員食べられるアレルギー食を作るのではないという理解でよろしいですか。

**○給食センター整備担当副主幹（大井孝夫君）** 将来的も含めて、給食センターの基本計画等の中で書かれています最低300人の方に対応できる施設を考えて作っていくということでありまして、当初からいきなり300人になるというものではございません。全ての数字ではないということがあるかもしれませんが、アレルギー対応のアンケートの中で、例えば今後、乳、エビ、カニなどをやっていった中で、このくらい的人数が増えるだろうというところを仮に試算したところ、200名くらいはなるのではないかと捉えているところでございます。

現在のアレルギー対応を必要とする児童・生徒数は増えているというところもございまして、センターとして、基本的な考え方は300人という形をとっておりますけれども、さらにそれ以上の方にも対応できるような対応方法というものを、今後引き続き考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

**○教育長（浅沼昭夫君）** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

細かいところまで今までの経緯も含めて、崎山委員から質問がありました。いくつか課題も出てきています。教育委員会事務局に対して、その進捗状況を報告してほしいということ、それから、全体と部分の決定の仕方について工夫が必要であるということ、部分的に決めていくと全体が動かなくなるという視点を持ち、今までの経緯を踏まえて決定していくこと、これについて私自身も難しいと感じているところです。アレルギーに対する規定は、お医者さんによって、人によって随分違うという部分を私自身も感じています。少しずつ食べさせて改善していくという方もあれば、それはもう絶対やってはいけないとか、それは効果がないとする方もいらっしゃるようです。そういうことに戸惑うこともあるわけですが、給食センターを作る上では、しっかり研究をして、そして審議会のほうでも動いていただいていますから、最終的には教育委員会として責任を持って情報を求め、判断をしていくという方向になろうかと思えます。

もちろん、今までもご指摘がありました学校現場のマニュアルをしっかり作っていくことが必要で、一番リスクが高いのはそこであるということも、今まで再三再四ご指摘いただいているわけですから、そのことについて今、事務局に指示して進めていくというところがございます。

大変辛口のご指摘がありましたけれども、よりよい給食センターを作るという上で貴重なご意見ということで私自身も受けとめたいと思えます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

もしほかにご意見なければ、この件について終わりたいと思えます。それでは、ただいまの先ほど委員からもご指摘ありましたけれども、民間に委託するということが給食の内容に関係してくるということは指摘されておりますけれども、この件についてお諮りしたいと思

います。このことについては一方では方向性を示さなければいけないということでもありますので、全てが決まってからこれをとはなかなかいかないところがありますので、お願いいたします。

それでは、お諮りします。

○委員(崎山 弘君) すみません。議案に対して、私はさっき質問であって意見は言っていないので、意見を言ってもよろしいでしょうか。

○教育長(浅沼昭夫君) 失礼しました。ご意見ありましたらお願いします。

○委員(崎山 弘君) 今の質問内容でお分かりのとおり、まだ全体像として、どのような給食を食べるかが決まっていないという現状で、私はこの方向性について賛成するわけにはいかないので、私は反対いたします。

○委員(松本良幸君) 今、センターについては老朽化等もあって待ったなしのところもあるかと思しますので、今、先生がおっしゃられたように、内容はそのまま形からいってしまうというのもどうかということだと思います。ただ、外注が、委託が悪いと私は思っておりません。直営がよくて委託が悪いとか、委託がよくて直営が悪いとか、そういうことはないと思いますので、あとは、事務的な部分と準備に係る時間の問題ですね。また、今のお話ですと事務局だけで決定できるような内容ではない部分も大きくあると思いますので、学校や医療関係者と本当にとことんお話を進め、またそれを進めながらも今度施設の準備というものもやっていかなければいけないということで、非常に激務になってしまうかもしれませんが、周りの方々も協力をして進めていければいいのではないかと私は思っております。以上です。

○委員(村越ひろみ君) 私も民間委託の方向性はいいと思います。崎山委員からいろいろ指摘がありましたように、アレルギーのことに対しては本当に細かなところまで配慮していかななくてはいけないということを私は今理解をしました。どういうところに委託をするかをしっかり吟味することも必要なのかなと思いますし、細かなところまで考えてくれる委託業者を探すのも1つなのだろうと思いました。私も民間委託の導入をするという方向性は賛成しますが、中身には十分にといいところをお願いしたいと思います。

○教育長(浅沼昭夫君) それでは、ご異議がございましたので、採決ということでよろしいですか。

それでは、採決に移りたいと思います。この議案について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○教育長(浅沼昭夫君) それでは、賛成多数ということで、この議案について可決いたします。原案どおりに決定をいたします。

◇  
◎寄附の採納及び感謝状の贈呈について

○教育長(浅沼昭夫君) 次に、日程第4、報告・連絡に移ります。

報告・連絡(1)を総務課、お願いします。

○総務課長補佐(北村 均君) それでは、資料1の寄附の採納及び感謝状の贈呈についてをご報告いたします。

今回は1件でございます。こちらは学校教育活動の一層の充実・発展を図るために寄附されたものでございます。寄附の採納先は府中市立府中第六小学校でございます。寄附金は朝礼台1台19万円。寄附者は府ロクスports少年団で、受領日は平成27年12月18日でございます。

府中市教育委員会表彰規程第10条の規定によりまして、委員会が適当と認めるときは感謝状を贈呈できることとなっておりますので、寄附者に感謝状を贈呈したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 何か、ご質問、ご意見ございますか。

それでは、報告・連絡（1）について了承をいたします。

◇

◎平成28年度八ヶ岳府中山荘臨時休館日について

○教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（2）をお願いいたします。

○学校施設担当主幹（山田英紀君） それでは、平成28年度八ヶ岳府中山荘の臨時休館日につきまして、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。

年間の休館日の合計日数は、昨年度と同様で11日間となっております。休館日の設定につきましては、一般の利用者の方に影響がなるべく出ないように休祭日を避けております。休館日の日程につきましては資料のとおりでございます。4月26日から4月28日及び10月30日から10月31日につきましては館内消毒のため、1月9日から1月10日につきましては館内外設備点検のため、その他8日間につきましてはセカンドスクール準備のための休館としております。

この休館日の利用者へのお知らせにつきましては、本日発行の広報とホームページに掲載するとともに、申し込み受付窓口において順次PRを図ってまいります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（2）でございますが、ご意見、ご質問ございますか。

それでは報告・連絡（2）について了承をいたします。

◇

◎学校保健安全法施行規則の一部改正に伴う定期健康診断等の見直しについて

○教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（3）を学務保健課、お願いいたします。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） それでは、資料に基づき学校保健安全法施行規則の一部改正に伴う定期健康診断等の見直しについて、ご説明いたします。

1の趣旨でございますが、平成26年4月に学校保健安全法施行規則の一部を改正する条例の報告に伴い、児童・生徒の定期健康診断の必須項目から削除される検査や、追加される検査項目等について、本市の対応を次のとおりとするものでございます。

次に、2の内容でございますが、（1）座高の検査は定期健康診断項目から削除されることに伴い、学校における検査を廃止いたします。（2）寄生虫卵の有無の検査は、（1）同様に定期健康診断項目から削除されることに伴い検査を廃止いたしますが、引き続き保護者に対し保健だよりなどを通じて、寄生虫卵の正しい知識を周知する機会を設けます。（3）四肢の状態の確認は、四肢の状態及び発育並びに手足などの運動器の機能の状態について注

意することが規定されたことに伴い、学校医による内科検診に付随して実施いたします。なお、保護者が記入する保健調査票に痛みや動きのほか、しゃがみ込みができるかなどの項目を追加し、その保健調査票に基づいた家庭及び学校における健康観察を行うことで、学校医が確認等を行う対象者並びに対象項目をあらかじめ限定して、必要に応じて実施するものです。（４）身長曲線・体重曲線の活用による発育の評価につきましては、座高の検査を必須項目から削除したことに伴い、児童・生徒の発育を評価する上で、身長曲線・体重曲線等を積極的に活用することが重要とされたため、学校において児童・生徒の発育の状況を把握するとともに、これまでと同様に健康管理を用いて、児童・生徒が自ら身体の成長を確認することができるように対応に努めます。（５）色覚検査は平成15年度より必須項目から削除されているところでございます。しかし、自身の色覚の特性を知らないことにより、就職に当たって初めて就業規制に直面するという実態報告や、保護者等に対して色覚の検査等に関する基本的事項の周知が不十分ではないかとの指摘を受けていることから、必須項目から削除された経緯を踏まえて、検査、指導の体制整備及び教職員が正確な知識を持ち、学習、進路指導等において配慮するとともに、指導を推進することとされたため、児童・生徒が自身の色覚の検査を知らないまま不利益を受けることがないよう、次のとおり実施いたします。なお、色覚検査は定期健康診断項目でないことから、学校において検査を実施する時期は各校で定めることといたします。小学校は、第4学年の児童本人及び保護者から同意を得られたものに対し検査を実施し、第4学年以外は希望に応じて検査を受けられることとします。なお、保健だよりを通じて全学年に色覚の特性に関する啓発を行うとともに、保護者等の申し出に応じて、学校における色覚の特性に対する配慮を行うことについて周知いたします。中学校は、平成28年度は全学年に、平成29、30年度は第1学年に対し希望調査を実施し、検査を希望したものに対して検査を実施します。平成31年度以降及び各年度の対象外の学年に対しましては、小学校と同様に色覚の特性に関する啓発や希望に応じて、色覚検査を受けられること、申し出に応じて学校における配慮を行うことについて周知いたします。

続きまして3の実施日でございますが、平成28年4月1日といたします。

最後に、今回の施行規則の一部改正によるものではございませんが、本市における児童・生徒の結核健康診断について、一部対応を見直すことといたしましたのでご報告いたします。資料はございません。結核の専門医を含む結核対策委員会において、レントゲン撮影等の精密検査の必要性を判断し実施しており、年度途中での転入者等については、翌年の定期健康診断の日に行っているところです。しかし、年度途中で結核の罹患率の高い高まん延国から帰国、入国する児童・生徒が少なからずいることから、罹患していた場合に翌年の定期健康診断時まで問診による罹患の可能性を確認できないことにより、学校における集団感染のリスクが高まるということが考えられます。つきましては、対象となる児童・生徒について、学校における問診を随時行い、必要に応じて市が契約している検査機関で精密検査が受けられる体制を整えることといたしました。また、定期健康診断時の問診による要精密検査者を対象としたレントゲン撮影の集合検査日を増やして、受診の機会を拡大し、未受診者を減らすことで結核の早期発見と集団感染の防止に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） ただいまの説明についてです。健康診断の見直しが5点、それか



のでしょうか、これも適切に行っていけるようにしてほしいと希望いたします。

○教育長（浅沼昭夫君） いかがでしょうか。ほかにはご意見ございませんか。

○委員（村越ひろみ君） すごく単純な質問なのですが、学校での健康診断は何をしているのか項目を教えてくださいと思います。

○教育長（浅沼昭夫君） 全体のですか。5項目以外のということですね。分かる範囲でお願いします。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） 検査項目につきましては、今から申しあげることが漏れておりましたら申し訳ございません。まず、身長・体重、今まではこれに座高が加わっております。これが削除されるものでございます。また、心臓疾患、あとは糖尿病等の疾患等の確認、脊柱側弯の状況、今回から四肢の状態の確認、あとは先ほど説明しました寄生虫卵の有無というもの今まで含まれておったというものでございます。

概要は以上でございます。

○委員（村越ひろみ君） ありがとうございます。あと、今は肥満の子は多いのですか。体脂肪など必要なのではと思ったのですけれども、いかがですか。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） 体脂肪率については、検査項目となっていないことから出ておりませんが、成長曲線というものを既に学校のほうで一部活用して、健全な発達の状況について確認しているところでございます。また、肥満児につきましては、指標がございましてそれに基づき傾向を出しているところでございますが、今の時点で大きな経年変化というものはないと捉えております。以上でございます。

○委員（村越ひろみ君） ありがとうございます。

○教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。いかがでしょうか。

それでは報告・連絡（3）について了承をいたします。



◎平成28年度社会教育施設の臨時休館日等について

○教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（4）を文化振興課、お願いします。

○文化振興課長補佐（渡辺純子君） それでは、資料4に基づきまして、平成28年度 of 社会教育施設臨時休館日等につきまして、ご説明いたします。

まず、生涯学習センターにつきましては、定例の休館日は第1月曜日でございますが、そのほかに定期保守点検等のため、記載の臨時休館日を設けます。

次に、ふるさと府中歴史館は、毎週月曜日の定例の休館日のほかに5月の連休中が休館日となりますが、くらやみ祭り開催に伴い特別展を開催するため記載のとおり臨時開館日を設けます。

郷土の森博物館につきましては、毎週月曜日の定例の休館日のほかに、記載の臨時休館日を設けます。また、5月の連休期間、8月の夏休み期間、2月、3月の梅まつりの時期に、記載のとおり臨時開館日を設けます。

次に、総合体育館は第1月曜日の定例休館日のほかに、記載の臨時休館日を設けます。地域体育館、6館につきましては記載のとおりでございます。

次に、図書館でございますが、中央図書館、地区図書館11館及び生涯学習センター図書館の休館日は記載のとおりで、蔵書点検、施設設備点検のため臨時休館日といたします。

最後に美術館でございますが、企画展の展示会のため記載のとおり臨時休館日を設けます。また、大型連休等に利用者サービスのため、記載のとおり臨時開館日を設けます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○教育長（浅沼昭夫君） 何かご質問、ご意見等ございますか。

それでは、報告・連絡（４）について了承いたします。



◎郷土の森「梅まつり」の開催について

◎郷土の森博物館特別展「カイコとくらしのむかし」の開催について

○教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（５）及び（７）を一括してふるさと文化財課、お願ひします。

○ふるさと文化財課長補佐（黒澤明美君） ふるさと文化財課から２件続けて報告させていただきます。

最初に郷土の森博物館で開催されます梅まつりにつきまして、資料５に基づきご報告いたします。

今年も２月７日土曜日から３月１３日日曜日まで、郷土の森の博物館で梅まつりを開催いたします。約６０種、１，１００本の梅が春の香りをお届けいたします。期間中、野点茶会、琴・尺八演奏会、手作り工房を始め様々な催し物が開催されます。八重寒紅や白牡丹などの早咲きの梅は、平年よりも早くほころび始めました。早咲きの梅は、梅の全体の１割で現在五分咲きでございます。また、梅園の南側には春を告げる代表的な福寿草の可憐な黄色の花の開花も間近となります。一足早い春の訪れを満喫していただきたく、ぜひ梅まつりへご来場ください。

次に、郷土の森博物館特別展「カイコとくらしのむかし」について、資料７に基づきご説明いたします。

カイコを育て生糸の原料となる繭を作る養蚕は、明治時代に府中市全域で盛んに行われており、カイコは身近な存在でした。しかし、現在では残念ながら市内で生業としてカイコを育てている家は１軒もなく、桑畑もなくなりました。今回の特別展では、「カイコとくらしのむかし」を博物館に再現します。生きているカイコに会うことはできませんが、ぜひこの機会にカイコから繭へ、繭から糸を紡いでいくまでの経緯の中で、人々の知恵や工夫をご紹介しますのでご覧ください。

会期は２月６日土曜日から３月１３日日曜日まで、博物館１階特別展示室で開催いたします。梅まつりを同時開催しておりますので、あわせてお楽しみください。

ご報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） この２件につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。よろしいですか。

それでは、報告・連絡（５）及び（７）について了承いたします。



◎「府中市民美術展２０１６」の開催について

○教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（６）を美術館、お願ひします。

○美術館副館長（須恵正之君） 府中美術館から資料６に基づき市民ギャラリーでの企画展、

府中市民美術展2016についてご報告いたします。

1の趣旨ですが、市民の美術創作活動と団体総合交流の活性化を目的として、平成27年度府中市社会教育関係団体に登録された美術館関連各市民グループの推薦作品を展示します。日頃、各文化センターなどで活発に活動されている美術グループを代表する方々の作品です。2の会期ですが、2月16日火曜日から2月28日日曜日まで、3の会場は、美術館1階市民ギャラリーで展示します。4の開館時間、5の休館日は記載のとおりです。6の入場料は無料になります。7の内容は、1団体1点の推薦出品をお願いし、油絵、水彩、水墨画、日本画、版画など様々な傾向の作品を各40団体、約40点の展示を予定しております。なお、作品とともに制作の狙いや感想などの制作メモを展示していただきます。また、椅子やテーブルなどを用意して、お互いのグループの作品を鑑賞し、交流する機会としていただいております。8の協力ですが、美術館ボランティア団体の地域美術に受付、監視、展示・撤去などをお手伝いいただきます。チラシができ次第、市内の各施設に配布しPRいたします。ぜひご覧いただきたくご報告いたします。よろしく願いいたします。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） この点につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。

○委員（崎山 弘君） 直接この件ではなくて、この時期の美術館に関してなのですけれども、毎年この時期は小・中学生の連合美術展というのが行われますよね。これもぜひ教育委員会で報告してもらっていいのではないかと。例えば、スポーツに関しては駅伝大会ですとか報告はあるのですけれども、美術に関して毎年なかなかいい作品が出ているので、確かこの時期、10何日からだと思うのですが、ぜひ教育委員会で報告していただけるとよいのではないかと思います。よろしく願いします。

○教育長（浅沼昭夫君） 今分かりますか。展示物の次第とかお手元にありますか。

○美術館副館長（須恵正之君） すみません。日程が分かりかねますので、またご報告させていただきます。

○教育長（浅沼昭夫君） では、別途よろしく願いします。また、ただいまのご意見につきましては、配慮してください。お願いします。

ほかについてはいかがでしょうか。報告・連絡（6）について了承してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） はい、お願いします。



◎その他

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第5、その他ですけれども、何かございますか。

○委員（村越ひろみ君） 月曜の朝に、雪が降りましたが、学校への影響がどのようなものだったのか状況をお聞かせいただけますか。

○学校施設担当主幹（山田英紀君） この間の積雪により、樹木が倒れたとか折れたという報告が3件ほどございました。その中で報告で大きな事故等にはつながらなかったのですが、当日の対応について、交通事情であったり、業者の出動がかなり後手に回った関係で即日対応ができなかったものがございました。しかし、現在ではそういった倒木した木についてはしっかりと対応できている状況でございます。

もう1点は、若松小学校と第二小学校につきましては、校庭の凍結という現象が出ており

ます。これらの学校につきましては校舎が南側にあるという立地から、長年問題になってお  
りまして、今回は今日早速指示を出したのですが、校庭は重機を使って氷を割っている状況  
です。氷の厚さが2.5センチに達しておりまして、校庭の3分の1は凍ったまま例年これ  
が2週間程度続いて、子どもたちが校庭で遊べないという状況の相談を受けておりましたの  
で、今回は今日の午前中、朝から重機を入れ、周りの住民から見ると恥ずかしい状況なので  
すが、氷を割って校庭を拡張して安全を確保しているような状況でございます。

その他、老朽化を指摘されている33校につきましては、雪の場合は雨と違っていつまで  
も屋根に雪が残るため、特に雨漏りが多く発生してございまして、雨漏りについても4校か  
ら5校報告を受けている状況でございます。こちらにつきましては、ひどいものについては  
今、見積りを取りながら防水の施工について準備を進めている段階です。以上でございます。

○教育長（浅沼昭夫君） では、児童・生徒の場合、お願いします。

○統括指導主事（日野正宏君） 指導面に関しまして、休校、始業時間の繰り下げ等の対応  
は府中市の場合はしませんでした。1件生徒でございまして、登校途中にスリップしてきた  
車と接触をして、ひざが腫れたというけがの報告がありました。すぐ病院にいらしております。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） 幼稚園でございまして、被害等の報告はございませ  
んでした。以上でございます。

○教育長（浅沼昭夫君） 体育文化施設等は大丈夫ですか。

○ふるさと文化材課長補佐（黒澤明美君） 郷土の森の博物館の園内で、水車小屋の向かい  
側にあった古木が倒れまして、開館する前の時間に業者に対応していただきましたので、市  
民の方に影響はございませんでした。以上でございます。

○生涯学習スポーツ課長（矢ヶ崎幸夫君） 生涯学習スポーツ課の所管施設でございまして  
、地域体育館におけます市民向けのスポーツ講座、こちらは午前の部、午後の部ともに休講と  
いたしました。

それから、体育施設につきまして、屋内の施設は別に影響ございませんでしたが、屋外の  
テニスコートに関しましては、人工芝の上に雪が積もってできない状況でございました。こ  
ちらは下手に雪かきをすると、人工芝に傷をつけてしまったり、砂を入れている都合上、砂  
と一緒にくっついてきてしまいます。そのため、自然解凍を待っている状況でございまして  
、テニスコートが今も休場という形になってございます。その他の施設につきましては問題ご  
ざいませんでした。

○給食担当主幹（鈴木哲夫君） 給食センターなのですけれども、雪の影響で中学校の給食  
の野菜の納品が間に合わず、学校にその旨ご連絡をさせていただいたという状況がござい  
ました。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） メニューの変更があったということですね。

○委員（村越ひろみ君） ありがとうございます。

○教育長（浅沼昭夫君） そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。



◎教育長報告

○教育長（浅沼昭夫君） それでは、日程第6、教育長報告に移ります。

活動状況につきましては、別紙の「平成28年第1回教育委員会定例会 教育委員会活動

報告書」のとおりでございます。

この報告書は平成27年12月12日から平成28年1月15日までの活動内容となっております。私からこれらにつけ加えることはございません。



#### ◎教育委員報告

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第7、教育委員報告に移ります。活動状況につきましては、別紙のとおりでございます。では、崎山委員からお願いします。

○委員（崎山 弘君） 崎山ですが、先ほどいっぱいしゃべったので短めにいたします。

いつもこの時期に、1月の報告のときにインフルエンザの話を見せてもらうのですけれども、今年は非常に少なく、全国的な小児科医の情報交換でも非常に少ないという話です。温暖化が影響しているのか、はたまた雨が降ったりといった影響なのか、原因は分からないのですが、とにかく今年のインフルエンザは少ないので、今、受験を控えている中学生たちもホッとしているのではないかと思います。大体例年この1月の定例会ぐらいから流行が始まるのが事実なので、各学校でのうがい、手洗いは、やはり効果があると思いますのでぜひ励行していただければなと思っています。今年はインフルエンザが非常に少ないと感じております。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） 齋藤委員、お願いします。

○委員（齋藤裕吉君） 私からは、1月11日に行われました成人の日記念「青年のつどい」に出席しましての感想を一言述べさせていただきたいと思います。

当日は、天候にも恵まれて、美しく着飾った新成人たちの姿がとても輝いているように見えました。例年のように開式後、しばらくの間は騒々しい状況もありましたけれども、式の進行とともに次第に落ち着いてきて、最後の中学校連合合唱団による合唱のときには、中学生の話の新成人たちは静かに聞いたり、それから「翼をください」の歌に声を合わせて歌ったりということもできておりました。

今年からは18歳選挙権の制度というものも実施されるということをあわせて考えますと、これからの社会の中核となって活躍すべきこうした若者たちが、一人ひとりそれぞれの志を立てて、一生懸命に頑張るよりよい社会を創造してほしいと心から願った次第でございます。また、式典の様子を見ながら考えましたことは、今後、学校教育分野で18歳選挙権制度の実施にかかわりが大きく出てくるのは高校教育だけではないということ、つまり有権者として重要な判断や行動が、今より2年早い時期から求められるわけですから、小・中学校の義務教育段階から国民として必要な基礎基本をしっかりと身につけられるような教育を進めていくことが、一層重要になってくるはずだということを考えました。そのために私どもも努力をする必要があるというふうに思った次第でございます。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。

村越委員、お願いします。

○委員（村越ひろみ君） 活動報告書のとおりです。1月14日に委員会訪問に行きましたが、そのときは第五中学校への訪問もありました。五中は自らも通い、子どもも通った学校だったのですが、違う立場で訪問というのは何だか不思議な感覚でした。しかし、ここ数年で校舎も女子だけですが制服も変わり、もちろん先生方や子どもたちも変わってきた五中

を外からの目線で見ると、新たな感覚を味わうことができました。その後、若松小、生涯学習センターに伺いました。委員会訪問は、1日で3カ所を訪問することが多く、もう少し時間をかけて訪問できたところもありますが、短時間とはいえ、学校や施設を見させていただくことは意義あるものだと感じています。

もう1つお話ししたいことは、先日、テレビ等でも伝えられた3歳児の女の子の虐待事件のことです。あの事件は近所の方も心配していたり、通報もあつたり、警察も関わっていながら防ぐことができず、あのかわいらしい子どもの命を守ることができなかつたことが悔やまれます。虐待を受けているであろう子どもを守るには、地域、警察、児童相談所、府中には「たち」という機関もありますが、その連携が大切なことは言うまでもありません。あのような事件が起きることのない世の中にしていかななくてはと痛切に感じます。また、未然に防ぐためには、地域の方の通報と専門機関の連携対応を怠ってはならないと感じずにはいられません。学校においても家庭の中でよい状況にない子どもの情報が入ることもあるかと思えます。将来のある子どもを守り、その子どものための教育の場や生活の場を整えていくためにも、適切な対応が必要だと感じました。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） 松本委員、お願いします。

○委員（松本良幸君） それでは、松本よりご報告させていただきます。

今回は、12月20日に開催された府中ジュニアウインドオーケストラ第30回定期演奏会と1月11日に開催された成人の日記念「青年のつどい」の感想を述べさせていただきます。

ジュニアウインドオーケストラの演奏会は、クラシックからポップスまで幅広いジャンルの曲を聞かせてくれるとても楽しいイベントです。今年の演奏会も団員による通常の演奏に加え、奇抜な仮装をしての楽器ごとのアピール演奏をするコーナーや卒団された先輩方も参加した全員演奏などがあり、とても楽しいものでした。毎年すばらしい演奏を聞かせてくださる団員の皆さんや、指導をする先生方のご努力に敬意を評するとともに、保護者や応援してくださっている府中市を始め多くの協力団体の皆様に、心より感謝申しあげたいと思います。

また1月11日にどりーむホールで開催された「青年のつどい」では、多くの新成人が晴れ着やスーツ姿で参加され、笑顔のあふれるとても楽しい会となりました。式典の内容も定番である市長や来賓からの祝辞に加え、中学校時代の恩師からのお祝いメッセージの投影や、自分たちの後輩である中学校生徒による合唱が披露されるなど、工夫のあるとても温かいものでした。式典中の態度についても多少のざわつきはありましたが、マスコミなどが喜んで取り上げているような混乱は全くなく、府中市の教育が間違っていなかったことを証明してくれたのではないのでしょうか。以上で、私からの報告を終わります。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。

それでは、これで平成28年第1回府中市教育委員会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。



午後3時43分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証  
するため、ここに署名する。

平成28年3月16日

府中市教育委員会教育長

浅沼 昭夫

府中市教育委員会委員

松本 良幸